

No.3

## 技能講習実施要領について、『ライフル銃』及び散弾銃以外の猟銃 (No.3)

### 3 操作講習 (1) 操作講習の開始の宣告 (宣言) 以後は減点対象あり、

(1) 「技能講習を始めます。これから以後の動作はすべて記録の対象になります」

(2) 「分解」銃の使用後を想定し、分解してケースに収納する迄の要領を指導員が説明を説明を加えながら実演した後、1回実施させる。(遊底を取り外す)

(3) 結合～点検⇨ケースから取り出し、遊底を結合して使用可能な状況に組み立てる。  
銃身、遊底、安全装置、引き金、銃床、照準器具、を組み立てながら点検する。この時「〇〇異常なし」等声出しを行い、確実に実施させる。指導員が、説明を加えながら実演した後、1回実施実施させる。例⇨「銃身異常なし」「遊底異常なし」「安全装置異常なし」「引き金異常なし」「銃床異常なし」「照準取り付け異常なし」等声出して、

(4) 保持と携行⇨射場に移動し射座の後方等適当な場所で銃を携行し、一定距離を往復させる。この間に銃架等に銃を置かせ、手に取る行為を行わせる。指導員が説明を加えながら実演後、1回実施させる。

(5) 標準及び空撃ち⇨指導員は、射座において立射、膝射、伏射それぞれの射撃姿勢から標準の要領、空撃ちの実演指導を行った後、⇨受講者が希望する射撃姿勢ひとつを選択させ次の動作を行わせる。◎射座で模擬弾の装てん ◎脱包を2回行わせる。  
例「弾を込め」「弾を抜け」。

◎射撃姿勢をとらせ、固定標的に標準を合わせ、空撃ちを5回行わせる。

◎射撃中の不発弾を想定し処理を1回行わせる。例「撃発」「不発」「やめ」

## (休憩)

### 射撃講習 4 射撃講習

★1回の射撃につき、実包は1個のみ装てんする。

★10回以内の試射が認められているので、選択した射撃姿勢により、試射を伴う標準調整を行わせる。(試射が終了したら⇨標的紙を交換後)

★射撃講習を開始する。射撃回数は20個、射撃時間は、概ね30分を目安に射撃をさせる。「はじめ」射撃終了を待って「やめ」

### 終了 5 終了宣言

「技能講習会を終了します」⇨記録を止める。

注記⇨不発弾の処理は10秒ぐらい遅発に備え保持し、以後取り出し別保管の事。

※技能講習実施要領は(社団法人)全日本指定射撃協会の冊子より抜粋する。